

# 高知県障害者等用駐車場利用証交付制度 (こうちあったかパーキング制度) 実施要領

## 第1 目的

この要領は、高知県障害者等用駐車場利用証交付制度実施要綱（以下「要綱」という。）第11条の規定に基づき、高知県障害者等用駐車場利用証交付制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第2 利用証を交付する者の範囲

要綱第4条第1号に規定する基準に該当しない身体障害者手帳を保有する2以上の重複する障害のある方で、総合等級が2級の場合は、同条第1号に掲げる者と同等とみなして利用証を交付するものとする。

## 第3 利用証の区分

要綱第6条第1項に規定する利用証の種類及び対象者は、次のとおりとする。

- (1) 車椅子利用証  
車椅子を使用している方
- (2) その他（長期）利用証  
車椅子利用証を交付しないその他の障害者、高齢者及び難病患者
- (3) その他（短期）利用証  
けが人等及び妊産婦の一時的に移動に配慮が必要な方

## 第4 利用証の有効期間

要綱第6条第2項に規定する利用証の有効期間の記載は、次のとおりとする。

- (1) 車椅子利用証及びその他（長期）利用証  
交付対象者としての基準に該当しなくなるまで交付できるものとし、記載はしない。
- (2) その他（短期）の利用証（妊産婦）  
出産予定日の7か月前の日が属する月の初日から出産予定日から2年（ただし、多胎児の場合は3年）を経過した日が属する月の末日までとする。
- (3) その他（短期）の利用証（けが人等）  
受付日から医師の診断書等により必要と認められる期間を経過した日が属する月の末日とする。

## 第5 利用証の交付手続

要綱第6条第1項及び第7条に規定する利用証の交付及び再交付に際しては、要綱第5条に規定する書類の提示により対象者であることを確認し、申請書の書類確認欄

へ記入及び押印の上決裁を受けて交付するものとする。

また、交付の際には、別紙1による「こうちあったかパーキング利用証を交付された方へ」について説明するものとする。

## 第6 施設管理者の協力等

要綱第9条の規定により協力を申し出た施設管理者に対し、当該制度への協力駐車スペースとして表示するための要綱別記第5号様式の駐車スペース案内表示ステッカー、別紙2による協力施設・事業所へのお願い事項及び別紙3によるこうちあったかパーキング駐車場を利用される方へのお願いを必要枚数交付するものとする。

なお、駐車スペース案内表示ステッカーについては、施設管理者との協議により、データで交付し、施設管理者が一部修正の上使用することも可能とするものとする。

2 協力を申し出た施設等については、県障害福祉課のホームページ等において、申出書に記載のある施設名及び施設所在地、協力駐車スペース数等を公表するものとする。